

平成26年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月から障害等級2級の国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、右足部感染症、糖尿病(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日を初診日とした上で、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とし、同年〇月から2級の障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 いわゆる事後重症請求により障害基礎年金の支給を受けるためには、その障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者であり、かつ、国民年金の保険料納付等について所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たした上で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が国年法

法令別表に定める程度の障害の状態に該当することが必要とされている。

また、保険料納付要件については、初診日が20歳到達後であり、昭和61年4月1日以降にある場合には、その前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。以下同じ。)の前月)までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月の前月)までの1年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていることが必要とされている(国年法第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。)附則第20条第1項、第21条)。これに対し、初診日が20歳到達前にある場合には、保険料納付要件の具備は必要とされていない(国年法第30条の4)。

- 2 本件においては、初診日は20歳到達直後の平成〇年〇月〇日であること、当該傷病の障害の程度は平成〇年〇月〇日現症で障害等級2級であること、事後重症による請求であることについての当事者間の争いはなく、問題点は、平成〇年〇月の社会保険事務所窓口職員による誤教示により、裁定請求が遅れたのであるから、平成〇年〇月に障害基礎年金の裁定請求があったとみなし、同年〇月以降の障害基礎年金の支給を求めるとする請求人の主張を理由があるものと認めることができるか否かである。

- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日に糖尿病により医療機関を初診し、同疾病による感染症で、同〇年〇月〇日に右足を足関節以上で切断したため、同年〇月に〇〇

社会保険事務所（現年金事務所）へ行き、障害年金について相談したところ、担当職員から保険料納付要件を満たさないため、申請できない旨告げられ、申請を断念したが、これは誤教示であり、正しい教示があれば、その際に事後重症の裁定請求を行い、同年〇月から障害基礎年金が支給された旨主張する。

保険料納付要件を満たすか否かを検討するとき、初診日はいつかが、まず検討されなければならないが、本件においては、右下腿切断時点（注； a 病院 b 科・ A 医師作成の平成〇日〇月〇日付診断書によれば、平成〇年〇月〇日と記載されている。）を初診日とすると、請求人に係る被保険者記録照会（納付Ⅱ）からみて保険料納付要件は満たしていない。しかしながら、右下腿切断を糖尿病と相当因果関係があるとして、糖尿病の初診日である平成〇年〇月〇日を当該傷病の初診日とすると、当該傷病の保険料納付要件を満たしている。

4 ところで、行政庁の行った処分が、それ自体としては関係法令の規定に則ったものといえる場合でも、例えば、保険者側の誤った説明・教示等、専らその責めに帰すべき事由によって、当該処分に係る権利者が、裁定請求を本来することのできたはずの適切な時期に行くことを妨げられ、そのために当該処分に係る権利を侵害されたといえるような場合には、行政実務の分野にも適用されると解される信義則の法理に照らし、当該処分を不当として、その是正が図られなければならない場合もあり得ないではない。

しかしながら、本件では、請求人と担当職員とのやり取りに関する資料はなく、実際に平成〇年〇月時点で、当該傷病について裁定請求を行っているわけでもなく、当該時点で、請求人がどのように傷病の内容や経緯等を説明し、担当職員からどのような教示を受けたのか事実関係が不明であるから、本件において、担当職員が誤った説明や教示を行ったものということではできず、請求人の主張は

認められない。したがって、信義則により原処分を不当とし、これを取り消して、平成〇年〇月から障害基礎年金を支給すべきとすることはできないというべきである。

5 そうすると、原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。